

## 「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会」会則

### (名称)

1 本協議会は、「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

### (趣旨)

2 協議会は、神奈川・静岡県境における道路ネットワークの更なる連携強化に向けた検討や情報共有等を行うため、設置するものである。

### (業務)

3 協議会は、前項の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 神奈川・静岡県境における地域の現状や課題に係る情報提供、情報共有及び意見交換
- (2) 神奈川・静岡県境における新たな道路（伊豆湘南道路）の実現に向けた検討
- (3) 住民等からの意見聴取に関すること
- (4) その他、必要な事項

### (構成機関)

4 本協議会は、神奈川県、静岡県、小田原市、真鶴町、湯河原町、熱海市、函南町で構成し、会議の会員は、別表1に掲げるものとする。

### (事務局)

5 協議会の事務局は、神奈川県及び静岡県に置くものとし、協議会の円滑な運営にあたることとする。

### (オブザーバー)

6 会員は、必要に応じて、オブザーバーの参加を求めるものとする。

### (ワーキンググループ)

7 協議会にワーキンググループ（以下、WG）を置き、WGが具体的な作業を行うものとする。

### (分科会)

8 必要に応じて、分科会を置き、特定課題を検討するものとする。

### (その他)

9 この会則に定めることのほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会に諮り定めるものとする。

### (附則)

この会則は、令和2年12月22日から施行する。

(附則)

この会則は、令和5年2月24日から施行する。

この会則は、令和6年5月13日から施行する。

【別表1】

## 会員

所 属		役 職
神奈川県	県土整備局道路部	部長
静岡県	交通基盤部道路局	局長
小田原市	建設部	部長
真鶴町	まちづくり課	課長
湯河原町	まちづくりグループ	参事
熱海市	観光建設部	部長
函南町	建設経済部	部長

## オブザーバー

所 属		役 職
国土交通省	関東地方整備局道路部道路計画第一課	課長補佐
国土交通省	中部地方整備局道路部道路計画課	課長補佐
国土交通省	横浜国道事務所	副所長
国土交通省	沼津河川国道事務所	副所長